

児童扶養手当と障害基礎年金等との併給調整について

障害基礎年金等（※１）を受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として支給します。

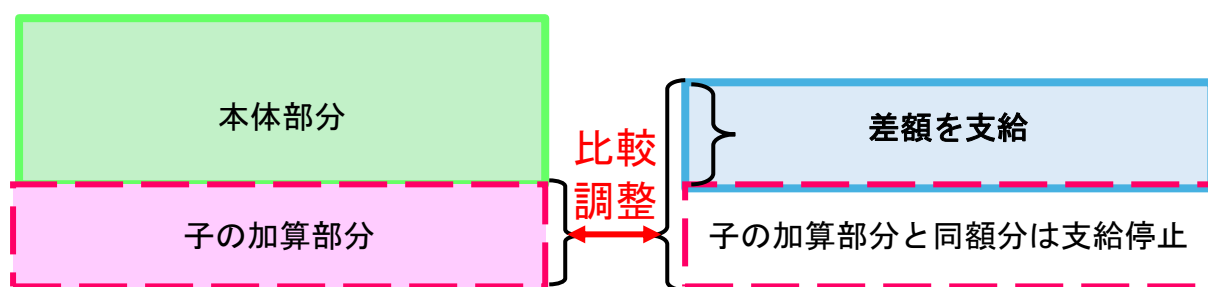
（※１）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による傷害補償年金など。

イメージ

障害基礎年金等

<

児童扶養手当



なお、障害基礎年金等以外の公的年金などを受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）（※２）は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を児童扶養手当として支給します。（詳しくは「児童扶養手当と公的年金との併給制限について」をご覧ください。）

（※２）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金や障害厚生年金（３級）のみを受給している方

大竹市福祉課児童係

電話番号：（０８２７）５９－２１４８

併給制限の見直し

令和３年２月分の手当まで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした。児童扶養手当法の一部が改正され、令和３年３月分の手当以降は、上記の算出方法となり、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付など（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）が含まれるようになりました。